

三月十日午後一時ヨリ日本橋區馬喰所四ノ一七兩國ビルニ於テ
会社側寺本事務川田事務 役員側坂口政夫以下六名

總合聖本部長池善二以下二名 合見池善ニヨリ工場賃ノ不合理

實証シテ見テ之企業家ノ能ク近因賃マントセハ如何ト

之致シ難クモノ故叙々ハ過去幾多ノ爭議ノ跡ヲ参考トシテ最悪

ノ場合ヲ又想像シテ賃取ノ之ニ對スル果シ示サレ度ニト述ハタ

ルニ 川田事務ヨリ本件ニ關シテハ各々モ解雇條件トシテ前田

代表シタノテアルカ役員諸君カラ向題ク遠ツト一蹴サレタノ

ヲ取調シテト前掲シ

- 在勤年限 二年未満ノ者 二十四日分
- 〃 〃 〃 〃 三十日分
- 〃 〃 〃 〃 三十四日分
- 〃 〃 〃 〃 三十六日分
- 〃 〃 〃 〃 四十日分
- 手當額各自一振ニ

寺本事務一人共千円トナシテ社会状況先ヲ志村ノ如

キ一部店ニ起ル大層職首ハ放浪ノ途ヲ絶タシ各自ハ生活ノ途

ヲ求ムヘシ又総額ノ又部分ヲ務動スル為メニ費消スルノコト

ルカ示サレタル六十円ニテハ今日如何トモスルコト困難ト見

フ然レニ今寺本事務ヨリ一千円ノ追加カフツカテ川田

事務ニ一千円追加セラレ果ては総額トシテ平均約三ヶ月ノ手

當トナルヲ以テ其ノ案ヲ以テ役員ニ認リ解雇承認ニ務事シ

解決案ヲ得タレト述ハタルニ最重役ハ別室ニ入り協議ノ結果

寺本事務ハ當面ノ責任ハ吾々西人ニアルカ一處在亦重役會議

ヲ召集齋場ノ上 四層マヘシト答ヘ翌十一日ノ再會ヲ約シテ公

先ヲ了セリ

三月十一日

午後一時ヨリ前記ノ場所ニ於テ引續キ交渉ヲ續行シ寺本事務